

議案第 76 号

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 12 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）等の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第12条から第14条 略 (償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章から第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第12条から第14条 略 (償還等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 略</p>